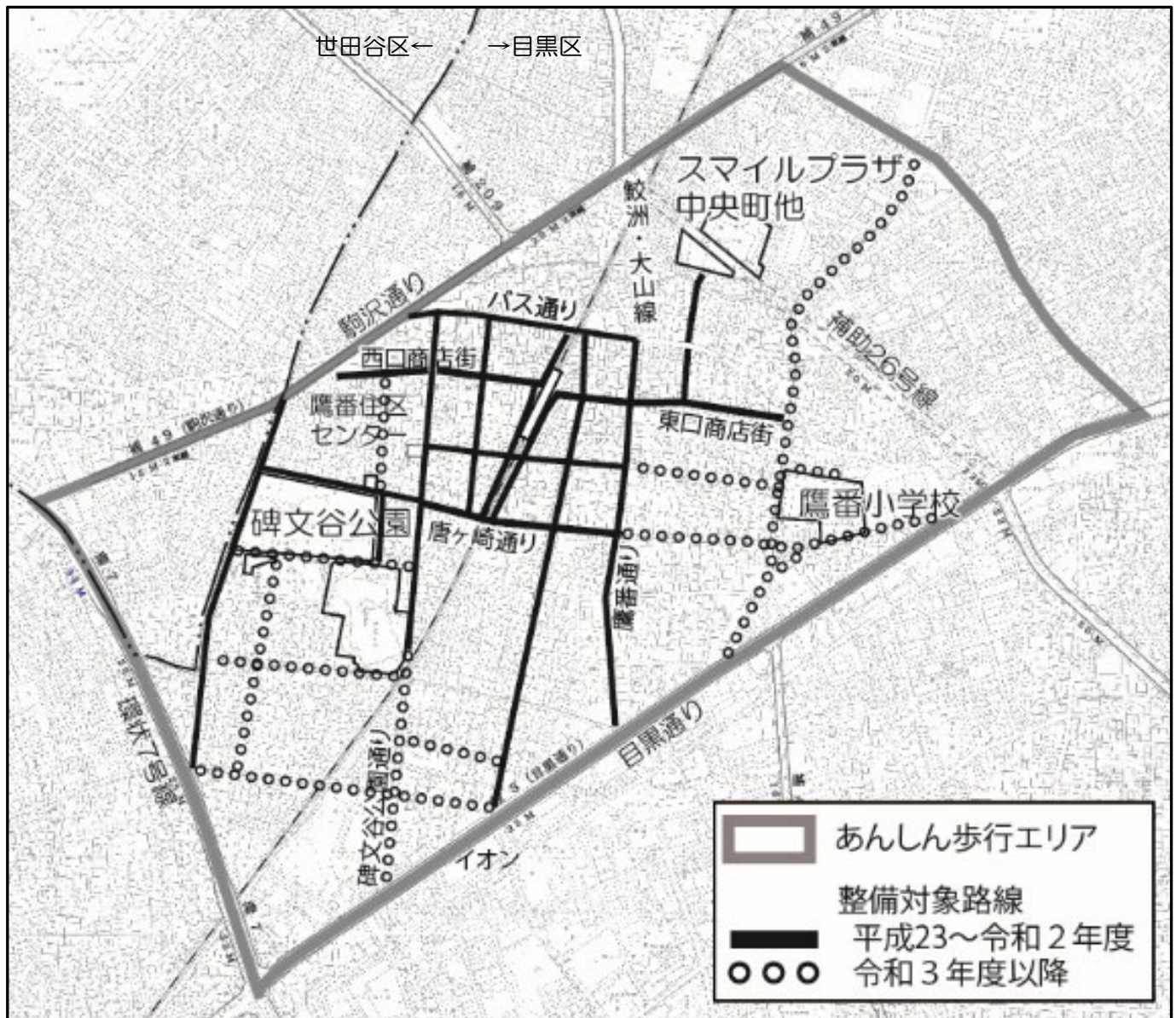


1 学芸大学駅周辺地区の交通安全対策 区は「あんしん歩行エリア形成事業」を進めています



区は、「学芸大学駅周辺地区整備計画」等の柱の一つである“交通安全対策”として、平成23年度から『あんしん歩行エリア^(※)形成事業計画』を進め、順次整備工事を実施しています。

※「あんしん歩行エリア」：国土交通省と警察庁が総合的な安全対策を進める地区として選定したエリアのことです。



問い合わせ先：目黒区都市整備部都市整備課街づくり調整係
電話 5722-6846



2 交通安全対策の整備工事について



碑文谷公園周辺における歩行者の安全確保を目的に、右図(A)及び(B)路線において、令和3年8月～11月に整備工事を行いました。

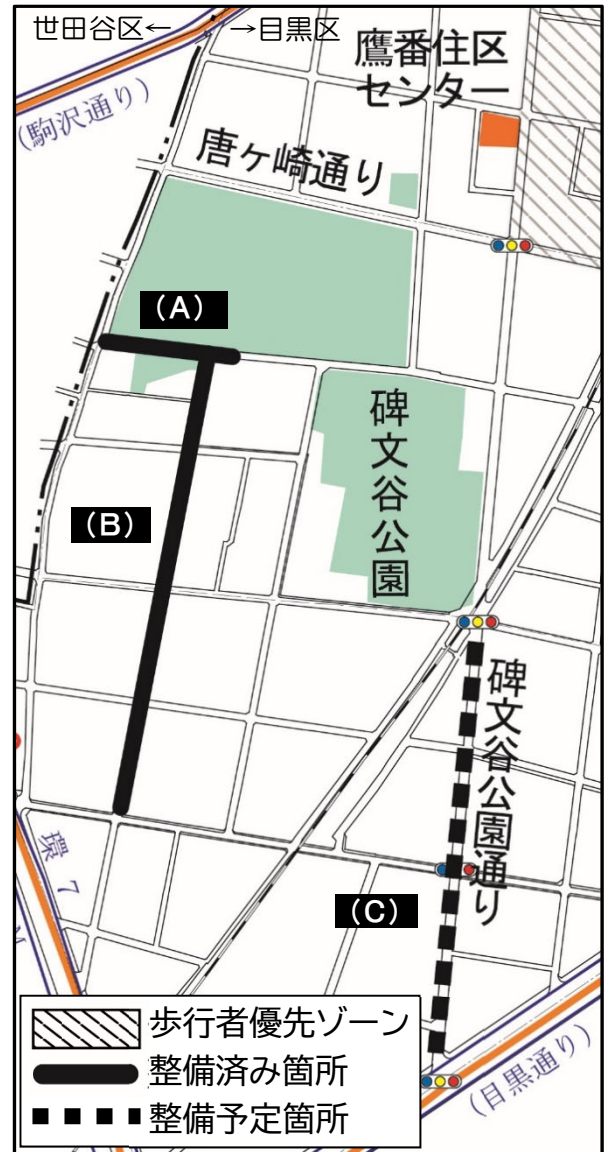
(A)・(B)

- 路側帯（歩行空間）のカラー化（緑色）による歩行空間の明確化
- 自転車ストップマークやナビマークの整備
- イメージ狭さくおよび狭さく部のカラー化（弁柄色）による注意喚起の強化
- 交差点のカラー化や交差点手前での「強調表示」による車のスピード抑制
- 交差点における横断歩道の改良

右図(C)路線は、令和4年1月～3月に整備工事を予定しています。

(C)

- 路側帯（歩行空間）の「カラー化」による歩行空間の明確化
- 「あんしん歩行エリア」の標識及び文字表示(注意喚起)



碑文谷公園（芝生広場と憩いと交流の広場の）横断部のイメージ狭さく+狭さく部のカラー化（弁柄色）

3 令和4年度以降の交通安全対策の整備予定



令和4年度は、下図に示す、碑文谷公園周辺の2路線の一部区間及び鷹番小学校南側の3路線で、歩行者の安全性確保を目的に、整備工事を予定しています。

また、令和5年度以降に予定している主な事業として、令和5年度は東西商店街の一部（鷹番通りから碑文谷公園通り）の再整備、令和6年度は鷹番小学校西側の東西通りの一部（鷹番通りから鷹番小学校西側の通り）の歩道改良等につつまして検討を進めています。

今後、整備内容を具体化し、関係団体や交通管理者等と協議・調整を進めていきます。

【令和4年度の整備予定箇所】



4 東京都は、補助26号線(目黒中央町)の道路工事を行っています。

東京都の道路事業では、右図に示す施工範囲において、車道及び歩道の新設工事を行っています。

◆工事の場所と日時

工 事 件 名：街路築造工事

工 事 場 所：

東京都目黒区五本木二丁目地内から同区中央町一丁目地内まで

工 事 期 間：

令和3年10月中旬（予定）～

令和4年6月上旬（予定）

作 業 時 間：＜昼間作業＞

（未共用部）

8:00～18:00 頃まで（予定）

（共用部通行止）

9:00～18:00 頃まで（予定）

【事業に関する問合せ先】

発注者：東京都第二建設事務所 工事第一課

工事担当 担当 石田・金原

☎ 03-3774-9008



5 自転車利用者は歩行者の安全に配慮して 運転しましょう！



令和2年第1回区議会定例会において「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」が議決、制定され、同年10月1日から施行されています。

区では条例制定を踏まえて、自転車利用者が歩行者の安全に配慮して運転するなど交通ルールや運転マナーを知り、そして守るといった安全意識の啓発に努めています。

「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」が制定されました。

【条例の主な内容】

(1) 自転車利用者の責務

- 道路交通法等を遵守し、歩行者の安全に配慮して車道の左側端に寄って走行すること。
- 傘を差し、携帯電話やイヤホンを使用しながら運転しないこと。
- 自転車の盗難防止措置、定期点検、整備に努めること。

(2) 自転車損害賠償保険等加入の義務

自転車利用者、保護者、自転車使用事業者、自転車貸付業者は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

(3) 自転車損害賠償保険等加入確認の努力義務

事業者又は自転車小売業者等は、従業員又は自転車購入者等に対して、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

(4) ヘルメット着用の努力義務 ⇨ ヘルメット購入補助があります。

- 自転車利用者は、幼児を同乗させるときは、幼児とともに自転車利用者もヘルメットを着用するように努めなければならない。
- 保護者は監護する未成年者が自転車を利用するときは、ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

次のような「危険行為」で3年以内に2回以上摘発されると「自転車運転者講習」の受講が命じられます！！

- 1 信号無視
- 2 通行禁止道路（場所）の通行
- 3 歩行者用道路での歩行者妨害
- 4 歩道通行
(歩道と車道の区別がある道路)
- 5 路側帯での歩行者妨害
- 6 遮断踏切への立ち入り
- 7 左方の車の進行妨害

歩道での 歩行者妨害等

法第63条の4第2項違反

歩道を進行中、歩行者の通行を妨げそうなのに一時停止をしない行為



2万円以下の罰金
または料

ほか



※ながらスマホ運転や傘さし運転等で事故を起こした場合も安全運転義務違反になることがあります。